

## 多治見市事務用封筒に掲載する広告に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、多治見市の事務用封筒に掲載する広告について、多治見市広告掲載取扱要綱（平成19年告示第55号。以下「要綱」という。）の例外等を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、事務用封筒とは、多治見市から市民その他の者に対し郵送等を行う場合に使用する封筒をいう。

### (事業者)

第3条 要綱第4条第1項第7号に規定するその他市長が不適当と認めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 多治見市の市税並びに国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料、市営住宅使用料、水道料金、下水道使用料、下水道事業受益者負担金、し尿処理手数料及び農業集落排水処理施設使用料に滞納がある者
- (2) 多治見市暴力団排除条例（平成24年条例第26号）第2条第1号又は第2号の規定に該当すると認められる者
- (3) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

### (広告の掲載期間)

第4条 要綱第5条第3号に規定する市長が適当と認める期間は、広告を募集する際に指定した年度の前年度において作成した封筒がなくなってから、作成した封筒がなくなるまでとする。

### (広告掲載の募集方法等)

第5条 広告掲載の募集は、市が直接広告主を募集する。

2 広告掲載に係る料金（以下「広告掲載料金」という。）は、広告主ごとに定める。

### (広告の掲載申請)

第6条 広告掲載を希望する者（以下「申込者」という。）は、要綱第7条の規定にかかわらず、申込書（別記様式第1号）に、宣誓書及び承諾書（別記様式第2号）及び広告の電子データを添えて、市長に提出しなければならない。

(広告の掲載決定)

第7条 市長は、広告掲載の可否を決定したときは、要綱第8条の規定にかかわらず、申込者に、広告掲載決定通知書又は広告非掲載決定通知書（別記様式第3号）により通知しなければならない。

(広告掲載の選定基準)

第8条 広告掲載の選定は、要綱第9条の規定にかかわらず、次に定めるところにより決定する。

- (1) 要綱第10条第1項に規定する多治見市広告審査委員会において、要綱第3条に規定する広告の範囲への適合について審査する。
- (2) 前号に規定する審査により掲載可となった広告について、申込者から提示のあった広告掲載料金が高額である順に広告の掲載を決定する。ただし、申込者から提示のあった広告掲載料金が同額である広告が複数あるため決定できない場合においては、くじにより決定する。

(適用除外)

第9条 要綱第15条、第16条第3号及び第5号、第17条並びに第18条の規定は、適用しない。

(その他)

第10条 要綱及びこの要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に市長が定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

別記様式第1号（第6条関係）

年 月 日

多治見市長 宛

申込者

住所 〒

氏名

(※)

※法人は住所に代えて所在地、氏名に代えて名称及び代表者氏名を記載してください。  
※法人は記名押印をしてください（代表者本人が自署するときを除く）。  
法人以外は、本人が自署しないときは押印してください。

広告掲載申込書（事務用共通封筒）

多治見市事務用共通封筒に広告を掲載したいため、次のとおり広告の原稿を添えて申請します。

記

1. 申し込む広告媒体 長形3号 ・ 角形2号 （いずれかに丸）

2. 広告掲載料金 \_\_\_\_\_ 円／枠

3. 連絡先

担当者氏名

TEL

FAX

E-mail

以上

別記様式第 2 号（第 6 条関係）

宣誓書兼同意書

1. 申込者は、次に掲げる要件及び業種に該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約いたします。

（1）次に掲げる要件

ア 多治見市の市税及び諸納付金に滞納がある者

※諸納付金とは、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料、市営住宅使用料、水道料金、下水道使用料、下水道事業受益者負担金、し尿処理手数料及び農業集落排水処理施設使用料をいいます。

イ 多治見市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 26 号）第 2 条第 1 号又は第 2 号の規定に該当すると認められる者

ウ 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない事業者

エ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

オ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）及び会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による再生、更生手続中の事業者

（2）次に該当する業種

ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する風俗営業等に該当する業種

イ 消費者金融業

ウ たばこの製造業及び販売業

エ ギャンブルに係る業種

2. 申込者は、前項に掲げる表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したとき及び前項に掲げる要件及び業種に該当したときは広告掲載の決定を取り消されることを承諾します。この場合において、既に納付した広告掲載料を返還されないことについて承諾します。

3. 申込者は、次に該当しないことの確認のため、所管の部課等に照会することに同意します。

（1）多治見市の市税及び諸納付金に滞納がある者

（2）行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない事業者

申込者

氏名

（※）

※法人は、氏名に代えて名称及び代表者氏名を記載してください。

※法人は記名押印をしてください（代表者本人が自署するときを除く）。

法人以外は、本人が自署しないときは押印してください。

多 第 号  
年 月 日

様

多治見市長



広告掲載（事務用共通封筒）決定通知書

年 月 日付けで申込みのありました、多治見市の事務用共通封筒への広告掲載については、次のとおり掲載することを決定しましたので、連絡します。  
つきましては、広告料の納入をお願いします。

記

1. 掲載する広告媒体 [ 長形3号 ・ 角形2号 ]

2. 広告掲載料金 円／枠

※別途送付する納入通知書により納入期限までに指定の場所でお支払ください。

3. その他の注意事項

- （1）市は、広告の内容や広告掲載に係るトラブル・問合せ等については、一切対応しません。広告主において対応していただきます。
- （2）市は、広告の内容や広告掲載に関する責任は、一切負いません。広告の掲載により第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決していただきます。
- （3）次の場合、広告掲載の決定を取り消すことがあります。なお、広告掲載の決定を取り消したときは、既に納付した広告掲載料は返還いたしません。
  - ア 虚偽の申込みによって、広告掲載の決定がなされたとき。
  - イ 広告掲載料が指定する期日までに納入されないとき。
  - ウ 広告主が、広告掲載の決定後、募集要項の規定に反する業種や事業者となったとき。

以上

多 第 号  
年 月 日

様

多治見市長



広告非掲載（事務用共通封筒）決定通知書

年 月 日付けで申込みのありました、多治見市の事務用共通封筒への広告掲載については、次のとおり掲載しないことと決定しましたので、連絡します。

記

1. 申込みのあった広告媒体                   〔 長形 3 号     ・     角形 2 号   〕
2. 掲載しない理由                           〔 審査による     ・     広告料による   〕

以上